

格付告示の一部改正案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1		<p>今回、適格格付機関として新たに二つの機関を追加いただいたことは、投資の選択肢の幅を広げ、リスク分散の一層の強化に資するものと考えており、歓迎いたします。</p> <p>一方で、海外投資においては、NAIC（全米保険監督官協会）が規制目的で付与する信用リスク区分（以下、「NAIC 区分」）を参照しつつリスク管理を行っているケースも一定程度存在すると認識しております。</p> <p>本来 NAIC 区分は米国におけるリスクベース資本（RBC）基準等の監督目的で用いられる信用リスク区分ではありますが、当該信用リスク区分は米国における資産運用実務のなかで広く用いられており、国際的な投資機会の活用や実務上のリスク管理との整合性を図る上でも有用な指標となります。</p> <p>今般の告示改正案の直接の対象ではない可能性もございますが、過去のパブリックコメントにおいても同趣旨の意見を申し上げており、繰り返しのコメントとなり恐縮ではございます</p>	<p>他の法域の当局による格付を本邦の規制において利用することについては、ICS で定められている SOCCA (Supervisory Owned and Controlled Credit Assessments) の基準を満たしているかどうかの判断を含め、慎重な検討が必要と考えられます。</p> <p>なお、今回適格格付機関として新たに追加した二つの機関については、ICS において利用が認められている格付機関であり、当庁が告示上の基準を満たすことを確認したことから、追加したものです。</p>

		<p>が、NAIC 区分についても監督目的上のリスク区分として、ESR の計算における参照可能な信用リスク区分の一つとして位置づけていただくことをご検討賜れますと幸いです。</p>	
2		<p>改正案について賛成いたします。加えて、全米保険監督官協会 (NAIC) が指定した格付 (NAIC 格付) をはじめとした監督者が所有・支配する信用評価 (SOCCA) についても、以下の観点を考慮しつつ、適格格付に含める可能性について、今後の検討の方向性・時間軸をお示し頂けますと幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SOCCA は保険会社の投資リスク管理を目的に設計されており相応の信頼性があると考えます ・ 過度な資本規制は保険会社の資産ポートフォリオの分散化の妨げとなり、金融市場全体の安定性や顧客保護を損なうことにも繋がる可能性があると考えます 	<p>No.1 でも回答しました通り、他の法域の当局による格付を本邦の規制において利用することについては、ICS で定められている SOCCA の基準を満たしているかどうかの判断を含め、慎重な検討が必要と考えられます。特に、現段階ではお示しできる方向性・時間軸はございません。</p>